

# 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務料金表

日本建築検査協会株式会社

(税抜金額)

評価対象面積	工場、自動車車庫、倉庫 その他これらに類するもの		事務所、店舗、学校 その他これらに類するもの		病院、ホテル、集会場 その他これらに類するもの	
	モデル建物法	標準入力法 主要室入力法	モデル建物法	標準入力法 主要室入力法	モデル建物法	標準入力法 主要室入力法
2,000㎡未満	80,000	160,000	100,000	180,000	160,000	300,000
2,000～3,000㎡未満	90,000	180,000	110,000	200,000	180,000	320,000
3,000～4,000㎡未満	110,000	210,000	140,000	230,000	210,000	360,000
4,000～5,000㎡未満	130,000	230,000	160,000	270,000	230,000	410,000
5,000～10,000㎡未満	150,000	270,000	200,000	320,000	270,000	470,000
10,000～20,000㎡未満	180,000	320,000	230,000	360,000	320,000	540,000
20,000～50,000㎡未満	220,000	360,000	290,000	430,000	360,000	630,000
50,000～100,000㎡未満	270,000	450,000	350,000	540,000	450,000	770,000
100,000～200,000㎡未満	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり
200,000㎡以上	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり

## 《注意事項》

- ・表の評価対象面積の算定については、建築基準法の規定により算定する延べ面積とします。
- ・一つの確認申請に適合性判定対象建築物が複数棟有る場合、棟ごとの料金の合計額とします。
- ・一つの棟に用途分類が複数ある場合、病院等が含まれる場合は病院用途、事務所用途が含まれる場合は事務所用途として算定をします。
- ・複合用途(住宅部分と非住宅部分を有する建築物)の場合、非住宅部分により料金を算定します。尚、住宅部分が所管行政庁の指示等の対象となる場合は、行政庁への図書送付等の事務手数料として別途、10,000円(税別)×送付対象棟数分を徴収します。
- ・計画変更の料金は当初適用料金の10分の6の額とします。
- ・軽微変更該当証明申請(軽微変更ルートC)の場合、当初適用料金の10分の5の額とします。
- ・増改築の場合、既存部分を含めた延べ面積をもとに料金を算定します。但し、既存部分のBEIにデフォルト値を採用する場合、増改築部分の非住宅部分の用途面積により算定します。
- ・工場の生産エリア等の計算対象外の室を含む場合、業務規程第19条(5)に規定する効率的な判定が可能な為、JCIAの運用にて評価料金を算定します。
- ・上表に定める評価方法以外の方法による場合は、別途見積もりとします。